

令和4年度

徳島県労働委員会年報

徳島県労働委員会事務局

はじめに

労働委員会は、労働者（労働組合または個人）と使用者との間の争いを解決するための専門的行政機関です。公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で構成されており、中立・公正な運営ができることが特色です。

徳島県労働委員会は、労使紛争に係るあっせん等の調整（労働関係調整法）、不当労働行為の審査（労働組合法）、及び個別労働関係紛争のあっせん（個別労働関係紛争のあっせんに関する要綱）を通じ、労使関係の正常化、安定化に努めるとともに、経済の発展に寄与することを目的に活動しています。

また近年は、労働者・使用者の労働委員会に対する認知度を高め、利用の促進を図るために広報活動を充実するとともに、複雑多様化する案件に適切に対応できるよう、委員・職員の知見を深め、スキルアップを目指した研修を実施し、一件でも多くの労使紛争を円満な解決に繋げていけるよう、取り組んでおります。

この度、令和4年度に本県労働委員会が取り扱った事件の処理状況や委員会の活動状況の概要を「年報」としてとりまとめました。日頃、労使関係の業務に携わり、また、広く、労働関係に関心を寄せられている方々のご参考になれば幸いです。

徳島県労働委員会
事務局長 春木 尚登

目 次

第1章	労働委員会の組織・会議	1
1	委員名簿	1
2	あっせん員候補者名簿	2
3	事務局職員名簿	3
4	会 議	4
	(1) 総 会	4
	(2) 公益委員会議	8
	(3) 連絡協議会及び諸会議	9
第2章	県内労働情勢	12
第3章	労働争議の調整	13
1	概 況	13
2	取扱事件一覧	13
第4章	個別的労使紛争	14
1	労働相談・あっせんの状況	14
2	個別的労使紛争の労働相談	15
	(1) 概 況	15
	(2) 労働委員会委員による労働相談（委員相談）	15
3	個別的労使紛争のあっせん	16
	(1) 概 況	16
	(2) あっせん内容	16
	(3) 取扱事件一覧	17
第5章	不当労働行為の審査	18
1	概 況	18
2	取扱事件一覧	18
3	事件記録	18
4	再審査事件一覧	20
第6章	労働組合の資格審査	21
1	概 況	21
2	取扱件数	21
第7章	地方公営企業等の労働関係に関する法律による認定告示	22
1	概 況	22
2	認定告示の内容	22
第8章	広報活動	24
1	県民への広報活動全般	24
2	若者向け啓発	25
3	使用者向け啓発	27
4	県民対象のアンケート調査	28

第1章 労働委員会の組織・会議

1 委員名簿（第48期）

労働委員会は、労働組合から推薦された労働者を代表する者（労働者委員）、経営者の団体から推薦された使用者を代表する者（使用者委員）と労・使の委員が同意した学識経験者（公益委員）によって組織される。委員は知事が任命し、任期は2年である。会長と会長代理は、委員の互選によって公益委員の中から選ばれる。

会長（◎）、会長代理（○）

（令和3年6月1日～令和5年5月31日）

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎豊永 寛二	弁護士	平成17. 6. 1～
	○島内 保彦	弁護士	平成20. 4. 1～
	真鍋恵美子	公認会計士	平成28. 5. 16～
	永本 能子	弁護士	平成30. 8. 16～
	宮本世志美	特定社会保険労務士	令和 2. 7. 22～
労働者委員	小合 弘人	UAゼンセン徳島県支部長	令和元. 6. 1～
	島 和久	日本労働組合総連合会 徳島県連合会事務局長	令和元. 6. 1～
	大谷 竹人	日本労働組合総連合会 徳島県連合会会長	令和 3. 6. 1～
	岡 美由紀	情報産業労働組合連合会 徳島県協議会議長	令和 3. 6. 1～
	森本 光	全徳島建設労働組合書記長	令和 3. 6. 1～
使用者委員	濱田 行雄	徳島県経営者協会専務理事	平成21. 6. 1～令和 4. 5. 31
	坂田千代子	(株)あわわ会長	平成25. 6. 1～令和 4. 12. 23
	中村 孝雄	(株)旭木工代表取締役社長	平成27. 6. 1～
	坂本 守	関西ピー・エス・コンクリート(株) 代表取締役	平成29. 6. 1～
	中村 晃子	丸豊保険サービス(株)代表取締役	平成29. 6. 1～
	脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事	令和 4. 7. 4～
	小濱 晃子	(株)TBB取締役	令和 5. 2. 27～

2 あっせん員候補者名簿

労働委員会は、労働関係調整法の規定に基づき、あっせん申請に即応できるよう、予め、あっせん員候補者を委嘱している。会長があっせん員候補者の中から、公益委員、労働者委員、使用者委員各1名ずつのあっせん員を指名し、あっせんに当たっている。

(令和5年3月末日現在)

氏 名	現 職	委嘱年月日
豊 永 寛 二	弁護士	平成17. 6. 2
島 内 保 彦	弁護士	平成20. 4. 10
眞 鍋 恵美子	公認会計士	平成28. 5. 26
永 本 能 子	弁護士	平成30. 9. 13
宮 本 世志美	特定社会保険労務士	令和 2. 7. 22
小 合 弘 人	UAゼンセン徳島県支部長	令和元. 6. 3
島 和 久	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長	令和元. 6. 3
大 谷 竹 人	日本労働組合総連合会徳島県連合会会長	令和 3. 6. 1
岡 美由紀	情報産業労働組合連合会徳島県協議会議長	令和 3. 6. 1
森 本 光	全徳島建設労働組合書記長	令和 3. 6. 1
中 村 孝 雄	(株)旭木工代表取締役社長	平成27. 6. 1
坂 本 守	関西ピー・エス・コンクリート(株)代表取締役	平成29. 6. 1
中 村 晃 子	丸豊保険サービス(株)代表取締役	平成29. 6. 1
脇 田 亮	徳島県経営者協会専務理事	令和 4. 7. 14
小 濱 晃 子	(株)T B B取締役	令和 5. 3. 9
春 木 尚 登	労働委員会事務局長	令和 4. 4. 14
頭 師 正 彦	労働委員会事務局次長	令和 4. 4. 14
岩 田 美 穂	労働委員会事務局調整課長	令和 4. 4. 14
岡 久 正 治	労働委員会事務局審査課長	令和 4. 4. 14

3 事務局職員名簿

労働委員会事務局は、事務局長以下9名による2課体制で構成している。

(令和5年3月末日現在)

所 属	職 名	氏 名	入局年月日
	事 務 局 長	春 木 尚 登	令和 4. 4. 1
	次 長	頭 師 正 彦	令和 4. 4. 1
調 整 課	課 長	岩 田 美 穂	令和 4. 4. 1
	副 課 長	猪 子 敬 子	令和 4. 4. 1
	係 長	油 形 由 美 子	令和 3. 4. 1
審 査 課	課 長	岡 久 正 治	令和 4. 4. 1
	副 課 長	須 見 市 子	令和 3. 4. 1
	主 査 兼 係 長	酒 井 尚 子	令和 4. 4. 1
	主 席	久 保 一 之	平成 30. 4. 1

4 会 議 会

(1) 総 会

総会は、委員全員で構成され、委員会全体の業務運営方針を決定する会議である。当委員会では、原則として第2・第4木曜日に開催される定例総会と、臨時に開催される臨時総会がある。令和4年度は、24回の総会が開催された。

回数	開催 月日	付 議 及 び 報 告 事 項
1656	R4. 4. 14	<ol style="list-style-type: none"> 1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 (3・不・2)の不当労働行為事件について 3 争議行為予告通知について(中労委) 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和4年3月分, 令和3年度分) 5 四国労働委員会協議会総会出席者及び提出議題について 6 出前講座の実施結果について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員・職員研修のテーマについて
1657	4. 28	<ol style="list-style-type: none"> 1 (3・不・2)の不当労働行為事件について 2 定例総会及び委員相談の開催予定について 3 委員相談の実施結果について 4 若者向け啓発パネル展の実施について(消費者情報センター)
1658	5. 12	<ol style="list-style-type: none"> 1 (3・不・2)の不当労働行為事件について 2 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和4年4月分) 3 四国労働委員会協議会総会(三者会議)の議題について 4 委員・職員研修のテーマについて 5 定例総会及び委員相談の開催予定について 6 県立図書館との新たな連携について(労働相談会等)
1659	5. 26	<ol style="list-style-type: none"> 1 (3・不・2)の不当労働行為事件について 2 委員・職員研修会の開催日程について 3 駅前労働相談会の実施について 4 労働相談会 in 県立図書館の実施日時(案)について 5 四国労働委員会協議会総会出席者について 6 定例総会及び委員相談の開催予定について 7 委員相談の実施結果について 8 四国ブロック労働委員会会長連絡会議参加結果について
1660	6. 9	<ol style="list-style-type: none"> 1 あっせん員候補者の解任について 2 (3・不・2)の不当労働行為事件の再審査申立てについて 3 争議行為予告通知について(中労委分) 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和4年5月分) 5 定例総会及び委員相談の開催予定について 6 労委労協中国四国ブロック総会・研修会参加結果について
1661	6. 23	<ol style="list-style-type: none"> 1 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせん申請について 2 地方公営企業等の職員のうち非組合員の範囲の認定・告示 3 争議行為予告通知について(県労委分・中労委分) 4 定例総会及び委員相談の開催予定について 5 委員相談の実施結果について 6 四国労働委員会協議会総会(三者会議)参加結果について 7 労働委員会でのIT利用に関する調査について 8 大型LEDビジョン広告について
1662	7. 14	<ol style="list-style-type: none"> 1 あっせん員候補者の委嘱について 2 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 地方公営企業等の職員のうち非組合員の範囲の認定・告示(認定) 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和4年6月分) 5 公労使委員合同研修の受講者について 6 四国地区労使関係セミナーの参加者について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について

回数	開催 月日	付 議 及 び 報 告 事 項
1663	7. 28	<ol style="list-style-type: none"> 1 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 南部・西部の出張労働相談の参加者について 3 労働相談会 in 県立図書館の参加者について 4 公労使委員合同研修の受講者について 5 公労使委員個別紛争専門研修の受講者について 6 四国地区労使関係セミナーの参加者について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員相談の実施結果について 9 中国四国地区労働委員会会長連絡会議の参加結果について
1664	8. 10	<ol style="list-style-type: none"> 1 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせん申請について 3 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和4年7月分) 4 定例総会及び委員相談の開催予定について 5 駅前労働相談会の実施結果について 6 出張労働相談会の広報について
1665	8. 25	<ol style="list-style-type: none"> 1 (4・不・1)の不当労働行為事件の申立てについて 2 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 第2回委員・職員研修テーマについて 5 定例総会及び委員相談の開催予定について 6 委員相談の実施結果について 7 県立図書館、県消費者情報センターでのパネル展・図書展示の開催について 8 活動状況の情報発信の強化について(年報の HP 掲載)、使用者向け啓発について
1666	9. 8	<ol style="list-style-type: none"> 1 (4・不・1)の不当労働行為事件について 2 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和4年8月分) 5 出前講座の実施及び参加者について 6 全国労働委員会連絡協議会総会の出席者について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員相談の実施結果について 9 四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の参加結果について
1667	9. 22	<ol style="list-style-type: none"> 1 (4・不・1)の不当労働行為事件について 2 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 合同労働相談会の参加者について 5 定例総会及び委員相談の開催予定について 6 委員相談の実施結果について 7 個別労働紛争処理制度周知月間の広報について
1668	10. 13	<ol style="list-style-type: none"> 1 (4・調・1)の労働関係調整法に基づくあっせんの申請について 2 (4・不・1)の不当労働行為事件について 3 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 5 (4・個・4)の個別労働関係紛争のあっせんの申請について 6 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和4年9月分) 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員相談の実施結果について 9 出張労働相談会(南部)の実施結果について 10 合同労働相談会の広報について 11 周知月間広報について(県広報紙「県政だより OUR 徳島」)

回数	開催 月日	付 議 及 び 報 告 事 項
1669	10. 27	1 (4・調・1)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (4・不・1)の不当労働行為事件について 3 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 5 (4・個・4)の個別労働関係紛争のあっせんについて 6 争議行為予告通知について(中労委分) 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 出張労働相談会(西部)の実施結果について 9 県立図書館との共催について(パ・礼展・図書に展示・労働相談会)
1670	11. 10	1 (4・調・1)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (4・不・1)の不当労働行為事件について 3 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 5 (4・個・4)の個別労働関係紛争のあっせんについて 6 争議行為予告通知について(県労委分・中労委分) 7 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和4年10月分) 8 出前講座の実施及び参加者について 9 出前講座の実施結果について 10 定例総会及び委員相談の開催予定について 11 e-モニターアンケートの実施について(一般, 高校生対象) 12 県立図書館との連携効果について
1671	11. 24	1 (4・調・1)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (4・不・1)の不当労働行為事件について 3 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 5 (4・個・4)の個別労働関係紛争のあっせんについて 6 争議行為予告通知について(県労委分) 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 労働相談会 in 県立図書館の実施結果について 9 委員相談の実施結果について 10 全国労働委員会連絡協議会総会参加結果について 11 労働委員会規則の一部改正について
1672	12. 8	1 (4・調・1)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (4・不・1)の不当労働行為事件について 3 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 5 (4・個・4)の個別労働関係紛争のあっせんについて 6 (4・個・5)の個別労働関係紛争のあっせんの申請について 7 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和4年11月分) 8 定例総会及び委員相談の開催予定について 9 公労使委員個別紛争専門研修参加結果について 10 合同労働相談会の実施結果について
1673	12. 22	1 (4・調・1)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (4・不・1)の不当労働行為事件について 3 (4・個・2)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 5 (4・個・4)の個別労働関係紛争のあっせんについて 6 (4・個・5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 出前講座の実施結果について
1674	R5. 1. 12	1 あっせん員候補者の解任について 2 (4・調・1)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (4・不・1)の不当労働行為事件について 4 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 5 (4・個・4)の個別労働関係紛争のあっせんについて 6 (4・個・5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 7 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和4年12月分) 8 出前講座の実施及び参加者について 9 定例総会及び委員相談の開催予定について

回数	開催 月日	付 議 及 び 報 告 事 項
1675	1. 26	1 (4・不・1)の不当労働行為事件について 2 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 (4・個・4)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 (4・個・5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 5 (5・個・1～5)の個別労働関係紛争のあっせんの申請について 6 令和5年度労働委員会年間行事予定(案)について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 出前講座の実施及び参加者について 9 労委労協・命令研究会の実施結果について 10 e－モニターアンケート(一般)の実施結果について
1676	2. 9	1 (4・不・1)の不当労働行為事件について 2 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 (5・個・1～5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和5年1月分) 5 定例総会及び委員相談の開催予定について 6 委員相談の実施結果について
1677	2. 22	1 (4・不・1)の不当労働行為事件について 2 (4・個・3)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 (5・個・1～5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 争議行為予告通知について(中労委) 5 出前講座の実施及び参加者について 6 令和5年度労働委員会年間行事予定(案)について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 出前講座の実施及び参加者について 9 委員相談の実施結果について
1678	3. 9	1 あっせん員候補者の委嘱について 2 個人情報保護に関する法律の施行に関する規程の制定について 3 (4・不・1)の不当労働行為事件について 4 (5・個・1～5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 5 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和5年2月分) 6 争議行為予告通知について(県労委分, 中労委分) 7 出前講座の実施及び参加者について 8 令和5年度 委員相談年間日程及び担当委員について 9 定例総会及び委員相談の開催予定について 10 委員相談の実施結果について 11 e－モニターアンケート(高校生)の実施結果について
1679	3. 23	1 (4・不・1)の不当労働行為事件について 2 (5・個・1～5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 (5・個・6)の個別労働関係紛争のあっせん申請について 4 (5・個・7)の個別労働関係紛争のあっせん申請について 5 争議行為発生届について(中労委分) 6 争議行為予告通知について(中労委分) 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員相談の実施結果について

(2) 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで構成され、不当労働行為事件の審査や労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議する会議である。令和4年度は、7回の公益委員会議が開催された。

回数	開催 月日	付 議 事 項
616	R4. 4. 15	(1) 令和3年(不)第2号事件に係る労働組合の資格審査について (2) 令和3年(不)第2号事件の第2回合議について
617	4. 27	令和3年(不)第2号事件の第3回合議について
618	5. 11	令和3年(不)第2号事件の第4回合議について
619	6. 9	徳島県病院局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定手続きの開始について
620	6. 23	徳島県病院局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定について
621	7. 27	第39回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の議題回答案について
622	R5. 3. 23	第49期徳島県労働委員会労働者委員推薦に係る労働組合の資格審査について

(3) 連絡協議会及び諸会議

労働委員会相互の間の連携を密にし、運用や事務処理の統一を図るとともに、委員及び職員の資質向上等を図ることを目的に開催される全国及び地域ブロック別の連絡会議、研修会等に参加した。

①全国会議

会議名	開催日	開催場所	議題
全国労働委員会事務局長連絡会議	R4. 6. 9	岩手県 中止	※新型コロナウイルス感染症の影響により中止
全国労働委員会会長連絡会議	R4. 6.10	岩手県 中止	※新型コロナウイルス感染症の影響により中止
全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会	R4. 7. 8	東京都	①第77回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について ②労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について ③令和4年度公労使委員個別紛争専門研修について ④「個別労働関係紛争処理制度周知月間」について ⑤調整事件・不当労働行為事件取扱件数、労働局あっせん及び労働審判件数の推移について ⑥都道府県労働委員会における委員報酬の状況について
全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会	R4. 8.10	メール照会	①本運営委員会の開催をメール照会で行うことについて ②第77回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について
第77回全国労働委員会連絡協議会総会	R4.11.17 ～18	東京都	①<講演>労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割 ②<提案議題> ・労働委員会の広報活動について(中国ブロック) ・労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について(中労委) ・労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について(関東ブロック)
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	R4.11.28	東京都	①資格審査における「全国的規模を持つ労働組合」の判断基準について ②審査人材の確保・育成について ③ウェブ会議による調査について ④労働委員会在り方・ビジョン検討委員会の現状について
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	R4.11.29	東京都	①調整業務の運営について ②都道府県労働委員会事務局からの事例報告 ③都道府県労働委員会事務局からの業務報告

②中国・四国ブロック会議

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
四国ブロック労働委員会会長連絡会議	R4. 5.20	徳島県 WEB開催	①不当労働行為の管轄及び排斥期間の考え方について ②手続きに関与していない紛争関係者を和解協定に加えることについて ③一連の団体交渉を「継続する行為」と判断すること等について
四国地区労働委員会事務局長連絡会議	R4. 5.20	徳島県 WEB開催	①出前講座(ワークルール出前講座)の実施方法及び実施状況について ②ウェブ活用による不当労働行為事件に係る調査の手續(労委規第41条の2第7項)について ③労働委員会広報の取組について
第109回四国労働委員会協議会総会	R4. 6.17	愛媛県 WEB開催	①労働基準監督署から出された是正勧告の金額の詳細な算定根拠があっせんの被申請者(使用者側)のみに示されている場合のあっせんの進め方について ②個別労働紛争での労働相談やあっせん以外の解決方法について ③シフト削減に関するあっせん申請への対応について
第63回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	R4. 7.12	岡山県	①使用者側からあっせん申請がなされた場合の対応について(広島県労委) ②査定差別事件における立証責任の分配及び審査手續の運営について(岡山県労委) ③〈意見交換〉個別労働紛争での労働相談やあっせん以外の解決方法について(香川県労委)
四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議	R4. 7.27	高知県 WEB開催	①労働委員会において保有する情報の公開等について ②個別的労使紛争に係るあっせんの対象とすることが適当でない紛争について ③労働相談事例の活用に向けた取組について ④新任事務局職員の育成方法について
第39回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会	R4. 9. 6	香川県 WEB開催	①交渉事項を特定した団体交渉再開命令について ②団交での不誠実な対応等と不当労働行為意思の関係について ③集団あっせんの調整時における不当労働行為救済命令の救済手段の限界についての言及の是正について ④不当労働行為の審査手段に係るIT化について
労使関係セミナー(基調講演のみ)	R4. 9.20	愛媛県 WEB開催	①〈講演〉ウィズコロナ時代の労働法の使命 ～気持ちよく働ける職場の確立のために～

③研修

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
中国・四国ブロック労委労協総会及び研修会	R4. 6. 2	島根県 WEB開催	①〈講演〉昨今の労働相談の傾向と対策
労働委員会事務局職員中央研修	R4. 6. 7 ～9	東京都	①〈講演〉労働委員会制度や労働法の基礎など ②実事例を基にした一連の処理についての演習など ③〈講演〉労働局のあっせん制度 ④〈講演〉裁判所における個別労働紛争解決システム など

会 議 名	開催日	開催場 所	備 考
四国ブロック労 委事務局職員研 修会	R4. 7.27	高知県 WEB開催	①労働争議調整事例(徳島県) ②個別あっせん事例(香川県) ③不当労働行為事件関係(愛媛県) ④個別あっせん事例(高知県)
第1回徳島県労 働委員会委員・ 職員研修会	R4. 8.10	徳島県	①<講演>職場におけるトラブル等を起因とした精神障害 と労災該当性の判断について
第2回徳島県労 働委員会委員・ 職員研修会	R4. 10.13	徳島県	<あっせんの進め方に関する意見交換> ①法令の基準を満たさない解決金の提示があった場合の あっせんについて ②会社の人事権に関わるあっせん申請について ③懲戒処分に関するあっせんについて ④組合と当事者(組合員)に意見の食い違いのあるあっ せんについて ⑤あっせん再開の要請について
公労使委員個別 紛争専門研修	R4. 12.1 ～2	東京都	①<講演>裁判例の動向 ②<講演>労働関係法令の改正等の動向 ③<事例発表> 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会にお けるあっせんの成功・失敗事例 ④<情報交換> ・発表事例についての意見交換 ・個別労働紛争処理にまつわる意見交換

第2章 県内労働情勢

1. 令和4年のわが国経済は、3月に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が全て解除され、ウイズコロナ下で回復基調にあったが、2月に始まったロシアのウクライナ侵攻を契機として原材料等の需給がひっ迫したこと等により、国内総生産（実質ベース）の伸びはやや鈍化して前年比プラス1.0%となった。また、エネルギー価格や輸入品価格の上昇により、12月には消費者物価（生鮮食品を除く総合）が昭和56年以来41年ぶりの高い上昇率となり、家計や企業の活動に大きな影響を及ぼした。
2. 雇用・失業情勢を見ると、就業者数は前年に比べ10万人増となり、2年連続で増加している。特に人手不足感の強い医療・福祉業や情報通信業等を中心に増加が見られる。また、完全失業率も2.6%と前年に比べ0.2ポイント低下し、完全失業者数も3年ぶりに減少に転じた。他方、有効求人倍率は1.28倍と4年ぶりに増加に転じた。
3. 県内の労働情勢を見ると、
 - ① 一般労働市場における新規求人数は41,797人で、前年の39,552人に比べ2,245人、率にして5.7%増と2年連続の増加となり、新規求職者数は19,024人で、前年の18,799人に比べ225人、率にして1.2%増と平成22年以来12年ぶりに増加に転じた。この結果、新規求人倍率は2.20倍となり、前年（2.10倍）を0.1ポイント上回り、有効求人倍率も1.29倍と前年を0.07ポイント上回った。
 - ② 平均月間現金給与総額は296,271円で、前年の306,098円に比べ、金額で9,827円、率にして3.3%減少した。
 - ③ 1人平均月間実労働時間（総実労働時間）は、前年に比べ3.2%減少した。
 - ④ 労働組合数は401組合で、前年の409組合に比べ、8組合減少し、組合員数は50,057人で、前年の51,256人に比べ、1,199人の減少となった。推定組織率も前年より0.6ポイント低下し、17.2%となった。

第 3 章 労働争議の調整

労働組合と使用者との間で、賃金問題、労働条件や団体交渉促進等の労使の主張が一致せず、自主的な解決が望めない場合、労働委員会では、労働関係調整法に基づき、相互の主張を調整し、紛争の解決を援助する「労働争議の調整」を行っている。

調整の方法には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の3つがあるが、ほとんどの場合「あっせん」が利用されている。

1 概況

過去5年間の調整事件数は、2件前後で推移している。

令和4年度に取り扱った調整件数は、あっせんの新規申請1件で、組合（合同労組）からの申請であった。新規申請1件の終結状況は、打切り（不調）となっている。

あっせんの取扱及び処理状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取扱件数	繰越	1件		1件	1件	
	新規	3件	2件	1件	2件	1件
	計	4件	2件	2件	3件	1件
処理件数	解決	2件	1件			
	打切り (不応諾)	1件				
	打切り (不調)	1件		1件	3件	1件
	取下げ					
	計	4件	1件	1件	3件	1件
翌年度繰越			1件	1件		

2 取扱事件一覧

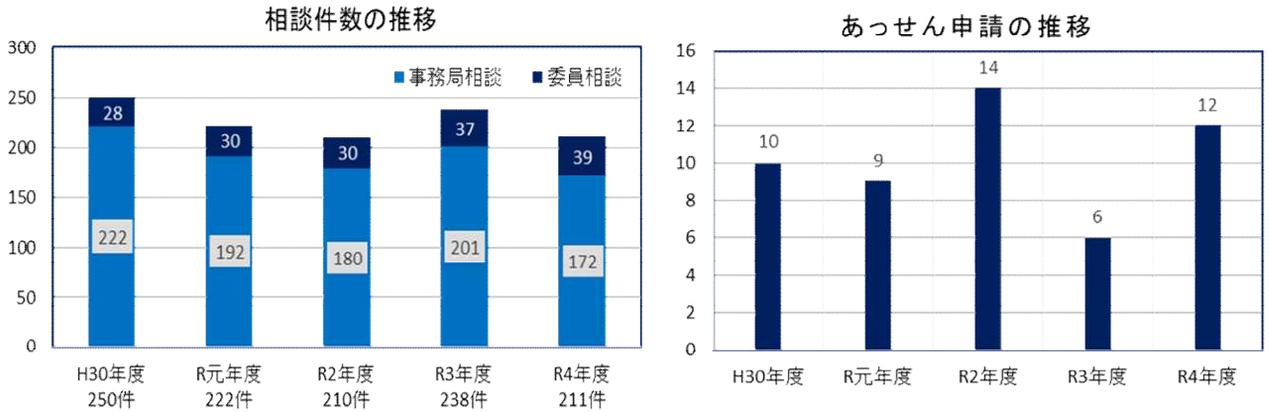
事件番号 調整区分 業種	申請日 指名日 申請者	調整 事項	調整 項目	事件の概要	終結日 終結状況 所要日数 調整回数	あっせん員
4(調)1 あっせん 卸売業・ 小売業	4.10.11 4.10.17 労働組合(合同 労組)	降格の 撤回、 配置転 換の撤 回	懲戒処 分、配置 転換	<p>組合員1名は、顧客からクレームが入った件について、会社からの事情聴取後、弁明の機会もなく、降格処分が公表され、異動時期でないのに、配置転換を命じられたため、組合員の降格の撤回、配置転換の撤回を求めてあっせん申請があったもの。</p> <p>あっせん員は、使用者側に他の勤務地への配転の可能性がないかの意向の確認をし、組合側に撤回以外の求めがないか調整したが、使用者側に降格、配転先変更の意思はなく、組合側も降格撤回以外の求めがなかったため、双方歩み寄りの余地はないと判断し、あっせンを打ち切った。</p>	4.12.27 打切り (不調) 72日 1回	島内 岡本

第4章 個別的労使紛争

徳島県労働委員会では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」等に基づき、平成14年1月から、個々の労働者と使用者との労働条件その他労働関係に関する事項についての紛争の「相談・あっせん」を行っている。

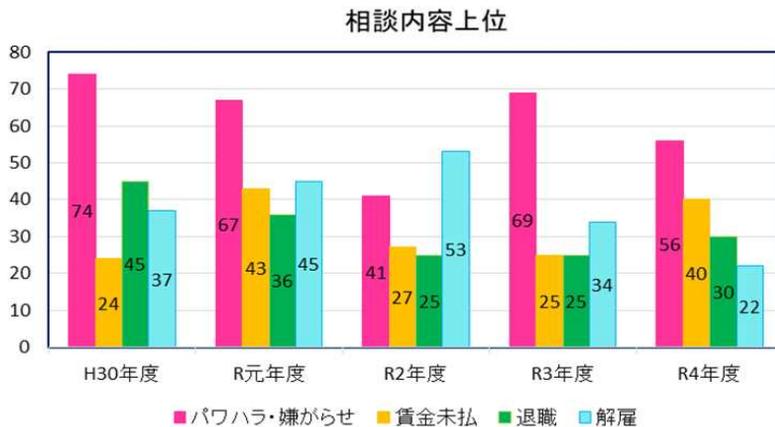
1 労働相談・あっせんの状況

- ・過去5年間の労働相談件数は220件前後、あっせん件数は10件前後で推移している。
- ・令和4年度の労働相談件数は211件、あっせん件数は12件となっている。
- ・近年、パワハラ・嫌がらせ、賃金未払、退職、解雇に関する相談が、上位を占めている。



過去5年間の相談件数及びあっせん件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	250	222	210	238	211
うち委員相談	28	30	30	37	39
あっせん	10	9	14	6	12



過去5年間の相談内容（上位5位）

順位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1位	パワハラ・嫌がらせ 74件	パワハラ・嫌がらせ 67件	解雇 53件	パワハラ・嫌がらせ 69件	パワハラ・嫌がらせ 56件
2位	退職 45件	解雇 45件	パワハラ・嫌がらせ 41件	解雇 34件	賃金未払 40件
3位	解雇 37件	賃金未払 43件	賃金未払 27件	25件	退職 30件
4位	賃金未払 24件	退職 36件	退職 25件		賃金未払 22件
5位	復職 20件	配転、出向・転籍 12件	年次有給休暇 12件	年次有給休暇 12件	労働時間 18件

2 個別的労使紛争の労働相談

(1) 概況

平成4年度に取り扱った個別的労使紛争の労働相談の件数は211件であり、うち労働委員会委員による労働相談は39件、事務局職員による労働相談は172件となっている。

労働相談では、あっせん申請に繋げる他、自主交渉に必要なアドバイスや適切な機関の紹介を行っている。

ア 相談者について

- ・労使別
労働者側207件、使用者側4件
- ・男女別
男性113件、女性96件、不明2件

イ 相談方法

電話120件、来庁61件、メール（電子申請含む）30件

ウ 相談内容

相談内容は、①パワハラ・嫌がらせ56件、②賃金未払40件、③退職30件、

④解雇22件、⑤労働時間18件の順に多くなっている。

コロナ関連の相談は、4件あり、令和2年度からの累計では、18件となっている。

(2) 労働委員会委員による労働相談（委員相談）

令和4年度の委員相談件数39件の内訳は、原則毎週木曜日に実施している「労働相談会」が20件、各地域に出掛けて実施している「出張労働相談会」が19件となっている。

出張労働相談会の状況

内 容	日 時	場 所	相 談 員	件数
駅前労働相談会	R4. 8. 6(土) 13:00～16:30	シビックセンター	1班：豊永・小合・中村(晃) 2班：真鍋・森本・中村(孝)	5件
出張労働相談会 (南部)	R4. 10. 2(日) 13:00～16:00	阿南ひまわり 会館	島内・大谷・坂田	2件
出張労働相談会 (西部)	R4. 10. 23(日) 13:00～16:00	穴吹農村環境 改善センター	豊永・小合・坂本	2件
労働相談会 in 県立図書館	R4. 11. 13(日) 13:00～16:30	県立図書館	宮本・岡・脇田	2件
合同労働相談会	R4. 12. 4(日) 13:00～16:30	シビックセンター	1班：永本・島・中村(孝) 2班：県社会保険労務士会、徳島 県労働局雇用環境・均等室	8件

(注1) 出張労働相談会(南部・西部)、労働相談会in県立図書館は、10月の「個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間」の事業として開催。

(注2) 合同労働相談会は、徳島県個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(徳島労働局(主催)、県労働雇用戦略課、県労働委員会、法テラス、徳島地方裁判所、徳島県社会保険労務士会)の連携事業として開催。

3 個別的労使紛争のあっせん

(1) 概況

令和4年度に取り扱っている個別労使紛争のあっせん件数は、新規申請の12件で、いずれも労働者側からの申請となっている。

新規申請12件のうち、6件が終結し、6件は翌年度に繰り越している。6件の終結状況は、解決4件、打切り（不調1件・不応諾1件）2件となっている。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取扱件数	繰越	1件	2件	1件	3件	件
	新規	10件	9件	14件	6件	12件
	計	11件	11件	15件	9件	12件
処理件数	解決	4件	4件	5件	2件	4件
	打切り (不応諾)	2件	6件	3件	2件	1件
	打切り (不調)	件	件	3件	4件	1件
	取下げ	3件	件	1件	1件	
	計	9件	10件	12件	9件	6件
翌年度繰越・係属中		2件	1件	3件	件	6件

(2) あっせん内容

新規係属分のあっせん事項は、賃金未払が5件で最も多く、解雇、パワハラ・嫌がらせが各2件であった。

(単位：件)

調整内容等	件数
実件数	12
経営又は人事	3
ア 解雇	2
エ 懲戒処分	1
賃金等	10
ク 賃金未払	5
コ 賃金減額	1
サ 一時金	1
シ 退職一時金	1
ス 解雇手当	1
セ 休業手当	1
労働条件等	1
ヌ 時間外労働	1
職場の人間関係	2
ホ パワハラ・嫌がらせ	2
その他	1
マ その他	1
総計	17

(注1) 新規係属分を計上した。

(注2) 調整内容が複数の場合があるため、統計は実件数と一致しない。

(3) 取扱事件一覧

番号	業種	申請者	申請日	あっせん事項	あっせん項目	終結日	終結状況	あっせん員	所要日数 あっせん回数
4(個)2	製造業	労	R4.6.13	一方的に減額された給与及び賞与の支払, 身に覚えのない内容が記載された文書の撤回と謝罪, 業務に関する収支明細の追求の中止	賃金減額 パワハラ ・嫌がらせ	R4.12.9	解決	真鍋 小合 中村(晃)	180日 3回
4(個)3	卸売業・ 小売業	労	R4.7.29	申請人が被った経済的, 精神的苦痛に対する損害賠償の支払	休業手当 その他	R5.2.6 (申請者が協定案を承諾)	解決	永本 森本 坂田	193日 2回
4(個)4	製造業	労	R4.9.22	減額されたボーナスの差額の支給, 減額前のボーナスへの復元, 不利益な取扱いに対する会社からの謝罪	一時金	R5.1.23	不調	宮本 大谷 脇田	124日 1回
4(個)5	卸売業・ 小売業	労	R4.12.4	合理的理由でない解雇に対する4か月分の給料相当額及び解雇予告手当の支払	整理解雇 解雇手当	R5.1.20	解決	豊永 小合 中村(晃)	48日 1回
5(個)1 ~5	医療・福 祉	労	R5.1.20	・1~4 ①宿直業務として行った時間外手当及び深夜労働に係る賃金の支払 ・5 ①及び今後の労働にあたり法定規定による賃金の支払	賃金未払 時間外労働	—	翌年 へ繰 越	島内 島 中村(孝)	—
5(個)6	運輸業, 郵便業	労	R5.3.16	令和5年3月31日付での人員整理による整理解雇, 退職金共済手続きの履行	整理解雇 退職一時金	R5.3.27	自主 解決	宮本 森本 脇田	12日 0回
5(個)7	複合サー ビス事業	労	R5.3.17	懲戒解雇処分の撤回, 職場への復帰	懲戒解雇	R5.3.22	不応 諾	—	6日 0回
5(個)8	運輸業, 郵便業	労	R5.3.23	勤務態度に関する掲示や督促などの取りやめ	パワハラ ・嫌がらせ	—	翌年 へ繰 越	豊永 岡本 坂本	—

第5章 不当労働行為の審査

1 概 況

(1) 取扱事件

令和4年度に取り扱った事件数は、前年度から繰り越されたもの1件及び本年度新規に申立てのあったもの1件の計2件であり、申立人別では、組合申立て2件である。

また、労働組合法第7条該当号別では、1・2・3・4号事件が1件、2号事件が1件である。

(2) 終結事件

令和4年度に終結した事件は、命令によるもの1件で、所要日数は、374日である。

(3) 繰越事件

令和5年度に繰り越された事件は1件である。

(4) 再審査事件

新規に申立てのあったものが1件であり、組合申立てによるものである。

2 取扱事件一覧

事件番号	申 立			終 結		審査委員	参与委員
	申立人	年月日	救済の内容	年月日	区 分		
3(不)2	組 合	3. 5. 17	1不利益取扱の撤回 2バックペイ 3団交応諾・誠実団交の実施 4支配介入の禁止 5謝罪文の掲示	4. 5. 25	命令 (一部救済)	島内 宮本	島 中村(晃)
		3. 10. 8 (追加申立)	6報復的不利益取扱の撤回				
4(不)1	組 合	4. 8. 17	1団交応諾・誠実団交の実施 2謝罪文の掲示		係属中	豊永 真鍋	森本 中村(孝)

3 事件記録

令和3年(不)第2号事件

事件内容については、令和3年度年報掲載・・・・・・・・・・・・・・・・ 16ページ

1 当事者

- (1) 申立人 A組合
- (2) 被申立人 B医院

2 請求する救済の内容(労働組合法第7条第2号)

- (1) 団体交渉に応じること
- (2) 団体交渉に誠実に応じること
- (3) ポストノーティスを実施すること

3 申立人の主張の要旨

- (1) 団体交渉におけるA組合組合員(以下「組合員」という。)へのパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)及び休職命令並びに傷病手当金受給に係る事業主証明(以下「事業主証明」という。)に対する被申立人の対応について
 - ア 団体交渉における組合員へのパワハラに対する被申立人の対応は、団体交渉に臨む前の事前準備が不十分であり、また、団体交渉での議論が不十分であることから、不誠実な団体交渉に当たる。
 - イ 団体交渉における組合員への休職命令に対する被申立人の対応は、休職を命令した時期に関する説明が不十分であることから、不誠実な団体交渉に当たる。
 - ウ 事業主証明を合理的な理由なく拒否し続け、その結果団体交渉のほとんどをその議論に費やす結果となったことは、不誠実な団体交渉に当たる。
- (2) 第2回団体交渉が第1回団体交渉終了から約3か月後に開催されたこと、及び第3回団体交渉が第2回団体交渉終了から約4か月後に開催されたことについて
 - ア 第2回団体交渉が前回団体交渉から3か月後に開催されたことについて、組合員のパワハラに関する聞き取り調査が終了しているにもかかわらず、申立人からの督促によって団体交渉を開催する被申立人の態度は、不誠実である。
 - イ 第3回団体交渉が前回団体交渉から4か月後に開催されたことについて、組合員の主治医への不必要な意見照会を行おうとしたり、コロナについての十分な説明もなく、申立人の抗議によってようやく団体交渉を開催したことは、不誠実である。
- (3) 被申立人が第4回団体交渉に応じなかったことについて
被申立人は、事業主証明の意図的な拒否を続け、この解決のために多くの時間がとられ、パワハラ問題や休職命令問題などの議論がほとんどなされていない状況にあるのに、団体交渉拒否を通告してきたことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

4 被申立人の主張の要旨

- (1) 団体交渉における組合員へのパワハラ及び休職命令並びに事業主証明に対する被申立人の対応について
 - ア 組合員へのパワハラについて、関係従業員に対する調査を実施し、検討した結果、パワハラは不存在であるとの結論に至ったため、その旨を繰り返し申立人に伝えていた。
 - イ 組合員の病気が業務外か業務上かで主張に隔たりがあり、組合員のパワハラに関する主張も十分考慮し、慎重にパワハラの有無の調査も行った結果、業務上の病気ではないと判断したことから、私傷病による欠勤と扱い、休職を命じた。
 - ウ 事業主証明をすることにより、実際にはなかったパワハラが存在を認めたことになりかねないと考えたため、事業主証明をしなかった。
- (2) 第2回団体交渉が第1回団体交渉終了から約3か月後に開催されたこと、及び第3回団体交渉が第2回団体交渉終了から約4か月後に開催されたことについて
 - ア 第2回団体交渉が前回団体交渉から3か月後に開催されたのは、理事長が腰椎椎間板へ

ルニアを発症し手術を要し加療に時間を要したこと、及び組合員へのパワハラに関する聞き取り調査の経過を踏まえて被申立人側で協議していたことによるものである。

イ 第3回団体交渉が前回団体交渉から4か月後に開催されたのは、組合員の主治医の意見を聴取するため、組合員に同意を得る通知を送り、その返事を待つのに多くの時間を要したこと、及び新型コロナウイルス感染症がまん延し、郡医師会から被申立人に対し、会合を控えるよう通知が来たことによるものである。

(3) 被申立人が第4回団体交渉に応じなかったことについて

パワハラが存在しないため同じ議論の繰り返しとなり進展がない中、申立人の要求する少人数協議に応じ、「パワハラが存在を前提とする解決はあり得ない。」と伝えたところ、申立人が席を立ったため、交渉は不可能と考えたからである。

5 処理経過

申立て以来、調査を3回行い、翌年度へ繰り越した。

(1) 申立て

令和4年 8月17日

(2) 調査

令和4年11月 4日 第1回

令和4年12月27日 第2回

令和5年 2月24日 第3回

6 担当委員

審査委員長 豊永 寛二

審査委員 真鍋恵美子

参与委員(労) 森本 光

参与委員(使) 中村 孝雄

4 再審査事件一覧

中労委 事件番号	初審 事件番号	再 審 査 申 立 て			終 結	
		申立人	年月日	申立ての趣旨	年月日	区 分
4年(不再)25	3(不)2	組 合	4. 6. 8	雇用継続要求への 対案に係る団体交 渉応諾・誠実な団 体交渉を命じた救 済命令に対する不 服 棄却部分に対する 不服	5. 3. 13	取下げ

第6章 労働組合の資格審査

1 概 況

令和4年度における取扱件数は、前年度から繰り越された1件と当年度に受け付けた8件であり、事由別では、委員推薦が7件、不当労働行為2件である。

処理状況は、不当労働行為1件及び委員推薦7件が適格決定され、1件が翌年度に繰り越された。

2 取扱件数

申請区分	係 属 件 数			終 結 件 数				次 年 度 繰越件数
	前年度 繰 越	新 規 取 扱	計	取下げ 打切り	資 格 あ り	資 格 な し	計	
委員推薦		7	7		7		7	
救済申立	1	1	2		1		1	1
法人登記								
計	1	8	9		8		8	1

第7章 地方公営企業等の労働関係に関する法律による認定告示

1 概 況

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、令和4年度に認定告示したのは1件である。

2 認定告示の内容

(1) 徳島県労働委員会告示第1号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、徳島県病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和4年6月23日認定したので、次のとおり告示し、令和3年徳島県労働委員会告示第3号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和4年7月5日

徳島県労働委員会

会長 豊永寛二

勤 務 箇 所	労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者
本 局	1 病院事業管理者の職にある者 2 局長，副局長，次長，課長，政策調査幹，副課長及び課長補佐の職にある者 3 総務課の人事，給与又は労務を担当する係長の職にある者 4 総務課の人事，給与又は労務を担当する主任の職にある者のうち総務課長の指定するもの

勤 務 箇 所	労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者
徳 島 県 立 中 央 病 院	1 病院長及び副院長の職にある者 2 事務局長，事務局次長及び課長（労務を担当する課長に限る。） の職にある者 3 医療局長，医療局次長及び部長の職にある者 4 薬剤局長及び薬剤局次長の職にある者 5 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 6 看護局長及び看護局次長の職にある者
徳 島 県 立 三 好 病 院	1 病院長及び副院長の職にある者 2 事務局長及び事務局次長の職にある者 3 医療局長及び部長の職にある者 4 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 5 看護局長及び看護局次長（2人以上の看護局次長が置かれている 場合にあつては，病院長の指定する看護局次長に限る。）の職に ある者
徳 島 県 立 海 部 病 院	1 病院長及び副院長の職にある者 2 事務局長及び事務局次長の職にある者 3 医療局長及び医療局次長の職にある者 4 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 5 看護局長及び看護局次長の職にある者

第8章 広報活動

徳島県労働委員会では、労働相談やあっせん等制度の認知度を高め、利用の促進を図るとともに、労使トラブルの防止啓発のため、広報活動を実施している。

1 県民への広報活動全般

- ①新聞、ラジオ、ケーブルテレビ等マスメディアでの配信
- ②県HP、県公式SNS、県メールマガジンでの配信
- ③労働委員会PRポスター、チラシの作成・配布
 - ・コンビニ（ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン）へのチラシの設置（県との協働事業）
 - ・イオン系列店（イオン、ビッグ、マルナカ）へのチラシの設置（地域活性化包括連携協定）
 - ・県内量販店、関係機関へのチラシ・ポスター配布
- ④県・市町村広報紙（県政だよりOUR徳島、労働徳島、くらしのサポーター通信、市町村広報誌）への掲載
- ⑤パネル展
 - ・県庁1階県民ホール（R4.10.17～10.21）
 - ・県消費者情報センター（R4.4.22～5.31, R4.11.1～11.29）
 - ・県立図書館1階ホール（R4.10.21～11.13）
- ⑥県立図書館との広報共催
 - ・図書ミニ展示（R4.10.21～11.13）
テーマ「若者の労働トラブル防止、パワハラ防止と対策」
 - ・「しごと応援コーナー」に職場のトラブル防止や解決に役立つ書籍に特化した「職場環境」の書籍設置
 - ・関係書籍が閲覧できる県立図書館サイトへのリンク
- ⑦大型LEDビジョン広告（R4.7～8）



労働委員会PRチラシ



労働相談会チラシ

「個別労働紛争処理制度・周知月間（10月）」の催し
10～11月の間に、出張労働相談会やパネル展、図書ミニ展示を開催



県庁1階県民ホール



県消費者情報センター



大型LEDビジョン広告

県立図書館との共催



図書ミニ展示



図書館1階ホール



「職場環境」コーナー

2 若者向け啓発

(1) 生徒・学生向け出前講座

これから就職あるいはアルバイトを行う高校生や大学・短期大学生を対象に、初歩的な労働法（ワークルール）の基礎知識を身につけてもらうとともに、労働相談窓口としての労働委員会を知ってもらうことを目的として、労働委員会委員による「出前講座」を開催している。

令和4年度は、高等学校3校、大学・短期大学部3校で実施した。

開催校	開催日時	参加者数	説明者
徳島大学歯学部・薬学部	R4. 4. 7 15:30～16:30	1年生 140名	島内・岡・坂田
穴吹高等学校	R4. 11. 7 14:15～15:05	3年生 48名	宮本・島・中村(孝)
小松島西高等学校勝浦校	R4. 12. 15 10:45～11:35	3年生 33名	永本・大谷・坂田
四国大学短期大学部 ビジネスコミュニケーション科	R4. 12. 22 9:30～10:30	2年生 16名	豊永・森本・脇田
徳島文理大学短期大学部	R5. 1. 17 10:40～11:40	1年生 34名	真鍋・小合・中村(晃)
名西高等学校	R5. 2. 14 13:30～14:20	3年生 11名	島内・島・坂本

新型コロナウイルス感染症等の理由で、労働委員会の「出前講座」が実施できなかった徳島大学（歯学部，薬学部を除く。）及び鳴門教育大学においては、講座資料の活用のため、資料やチラシを配付した。

令和4年度出前講座

熱心に取り組む生徒・学生たちの様子



(2) 若者向けチラシ・サイトによる情報発信

ア 若者向けチラシ等の作成

これから就職あるいはアルバイトを行う若者を対象に、初歩的な労働法（ワークルール）の基礎知識を身につけてもらうためのクイズ・解説書や未然防止のポイントをまとめたチラシを作成している。

就職・アルバイトを始める前に！

基本的なワークルールクイズ

クイズの解説

イ 若者向けサイトの充実

労働トラブルに遭わないポイントを自分で学べたり、調べたりできる情報を紹介している。

【就職やアルバイトを控えている方必見】労働トラブルを防ぐポイント！

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/rodokankei/7207695/>

- ・ 県立図書館（電子図書館含む）のしごと応援コーナーの図書案内
- ・ 県HPすだちくんA I コンシェルジュ（「労働条件」や「労働委員会」を検索）
- ・ 動画やマンガで学べるサイトへのリンク

ウ 学校・PTA団体等への情報配信

県教育委員会及び消費者情報センターと連携し、高校、PTA団体等へのメールマガジン配信を通じて、生徒・保護者に対して労働トラブル未然防止の啓発を実施した。（R4.7）

3 使用者向け啓発

(1) 使用者向けチラシの作成

労働相談を実施する中で、使用者の方の少しの配慮や対応によって予防できたと思われる事例が多くみられることから、特に留意してほしいトラブル事例をピックアップして10か条にまとめたチラシを作成している。

使用者(経営者)の皆様へ
徳島県労働委員会からのお知らせ

労使トラブル防止10か条

徳島県労働委員会は、公・労・使3者の委員が、労使トラブルに関する労働相談を行っています。その中には、使用者のちょっとした配慮や対応によって予防できたのではと思われる事例が多く見られます。特に留意していただきたいトラブル事例をピックアップしましたので、参考してください。

労働者の声 1 賃金や労働時間などの労働条件が採用時に聞いた話と違う。

使用者が労働者を採用するときは、契約期間・労働時間・勤務場所・賃金(支払日・方法)・手当・休暇などの労働条件を記載した書面(労働条件通知書)を交付することが必要です。パート・アルバイトの場合も同様です。(労働基準法第15条、労働契約法第4条)

第1条：採用時には必ず労働条件通知書を交付すること！

労働者の声 2 「就業規則」があることを知らない。見せてもらえない。

定時10人以上の労働者(パートやアルバイトなども含む)を使用している事業所では、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出た上で、従業員いづれでも見られる状態にしておく必要があります。労働者が10人未満の事業所でも就業規則を作成することをお勧めします。(労働基準法第89条、90条、108条)

第2条：職場のルールブック「就業規則」は、会社全体で共有を！

労働者の声 3 パイトに有給休暇はないと言われた。

パートやアルバイトも、労働時間・勤務日数などに応じて、一定の日数の年次有給休暇が定められており、原則として希望どおり考えなければならないことは、正社員と何ら違いはありません。(労働基準法第39条)

第3条：有給休暇はすべての労働者の権利！取得しやすい環境づくりを！

労働者の声 4 後片付けには賃金は支払えないと言われた。

後片付けや後片付け、営業としての勉強会・研修会への出席なども、賃金を支払う必要があります。労働時間を正確に把握することは使用者の責務です。(労働基準法第37条)

第4条：労働への適正な対価支払は、基本中の基本！

労働者の声 5 転動はない約束で就職したのに、遠隔地に転動を命じられた。

労働契約上、勤務場所や職種が限定されている場合は、本人の同意なしに転動や職種の変更を命じることはできません。就業規則などの根拠があれば転勤命令を行使できますが、権利濫用にあたる場合は認められません。労働者の子の養育や家族の介護の状況も配慮する必要があります。(労働契約法第5条、7条、育児介護休業法第26条)

第5条：人事権は無制限ではありません！じっくり話し合いを！

労働者の声 6 上司のパワハラがつらい。

上司からすれば指導のつもりでも、人格を否定する罵詈雑言や威圧的・攻撃的な態度はパワハラに当たります。無視したり仕事を考えないことなども同じです。使用者には、働きやすい良好な職場環境を維持する義務があります。日頃から職場内の雰囲気や社員一人ひとりの様子に注意しましょう。(労働契約法第5条)

第6条：社員の笑顔は企業の活力源！見て見ぬふりは厳禁！

労働者の声 7 退職を申し出たが、辞めさせてくれない。

無期労働契約の場合は、労働者は2週間前に申し出ることで退職できます。有期労働契約の場合は原則として途中退職はできませんが、やむを得ない理由があれば直ちに退職できます。(民法第627条、628条)

第7条：労働者からの退職申し出は拒否できません！

労働者の声 8 退職日にサインするよう強要された。

退職日は、労働者が「自発的に」退職を希望するとき(自己都合退職)に作成する書面です。使用者側から退職を勧告できる場合は、本人が十分に納得するように、退職を促す理由や事情を誠意をもって丁寧に説明することが必要です。

第8条：円満退社への努力は、惜しまないのが肝心！

労働者の声 9 突然、解雇を言い渡された。

解雇は、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない場合は、解雇権を濫用したものと見て無効となります。能力不足や勤怠不良など、労働者に解雇の原因がある場合でも、再教育や配置換えの検討など解雇を回避するための十分な措置を講じる必要があります。(労働契約法第16条)

第9条：解雇には慎重な判断と適切な対応が必要です！

労働者の声 10 6か月契約の更新で3年目だが、「次の更新はない」と言われた。

有期労働契約であっても、契約が何度も更新されて、その属次が無期労働契約の解雇と実質的に同等と見なされる場合や、会社が契約の更新を期待させるような説明をしていた場合などには、労働者が更新の申込みをすれば使用者は承諾したものとみなされることもあります。(労働契約法第19条)

第10条：雇止めは使用者の自由にはできません！

プラス!

2022年4月から中小企業の事業主に「パワーハラスメント防止措置」が義務化されています(労働施策総合推進法)

Part 1 事業主の方針等の明確化及び周知・啓発

①パワハラの内容やパワハラを許さない方針を明確化
②パワハラを行った人物への適正な対応方針、対処内容を就業規則等に規定
労働者への周知啓発を忘れずに！

Part 2 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

①相談窓口の設置
②相談内容等に対する適切な対応
労働者への窓口の周知等を忘れずに！

Part 3 パワハラに関する事象の迅速・適切な対応

①事象関係の迅速・正確な確認
②被害者に配慮した適正な措置の実施
③パワハラを行った人物への適正な措置の実施
④再発防止に向けた措置の実施
事象関係は迅速かつ正確に確認！

Part 4 併せて講ずべき措置

①被害者等のプライバシー保護
②相談したことを理由として、解雇その他不利益扱いをされない旨を定めること
労働者への周知啓発を忘れずに！

使用者の方からの労働相談もお受けしています。相談は無料です。お気軽にご利用ください。

労働相談ダイヤル 088-621-3234

徳島県労働委員会(徳島県庁11階) 〒770-8570 徳島市方代町1-1 TEL 088-621-3234 FAX 088-621-2889

(2) 使用者向けサイトの充実

使用者向けチラシの活用や、職場のハラスメントの対応について参考になる国のサイトの紹介や、使用者からの相談をお受けしていること、使用者団体向けに出前講座を実施していることなどを紹介している。

使用者向け啓発チラシ「労使トラブル防止10か条」を作成しました！

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodokankei/5019214/>

- ・ 使用者向けチラシ
- ・ 使用者からの労働相談先
- ・ 職場のハラスメントに関する国のサイトへのリンク

(3) 使用者向けの情報配信

パワハラ防止法(労働施策総合推進法の一部改正)により、令和4年4月から全事業主に「パワーハラスメント防止措置」が義務化されたことについて、県商工労働観光部と連携し、商工団体や会員事業所にメールマガジンで配信した。(R4.8)

4 県民対象のアンケート調査

(1) 県民対象(20歳以上)のアンケート調査 (e-モニターアンケート)

労働委員会の業務内容、役割等を県民の方々に広く理解していただくとともに、より利用しやすい制度への改善を図るため、オープンとくしまe-モニターアンケート制度(※)を活用し、労働委員会に関する県民のアンケート調査を実施した。(3年に1回実施)

- ① 調査期間 令和4年12月14日(水)から令和4年12月27日(火)まで
- ② 回答状況 回答数170名(モニター数200名), 回答率85.0%
- ③ 年齢別 20代1.8%, 30代10%, 40代20.6%, 50代27.6%, 60代20%, 70代~20%

【調査結果(概要)】

①認知度

- ・労働委員会の特色として、聞いたことがあるのは、「労働問題を専門に取り扱う行政機関」が38.2%と最も多く、「労使双方の主張を公正中立な立場で調整し、労使間のトラブル解決のお手伝いをする」36.5%と前回、前々回とほぼ同じ。

②労働相談体制

- ・公的機関の支援として望むことは、「公正・中立な立場」が77.1%が最も多く、「秘密厳守」75.3%、「無料であること」68.8%の順
- ・利用したい労働相談は、新たに設問を設けた「メールや電子申請」が46.5%と最も多く、「委員による土日の出張労働相談」41.8%、「委員の面談による相談」40.6%の順
- ・労働相談で希望することは、「出張労働相談の開催場所を増やす」が41.8%と最も多く、「出張労働相談の回数を増やす」36.5%、「今のままでいい」29.4%の順

③広報活動

- ・広報やPRで効果的な方法は、「県の広報」が62.4%と最も多く、「新聞・TV等のマスメディアによる報道」51.8%、「市町村の広報誌掲載」50.6%、「労委のHPによる発信」38.2%の順。「SNSによる発信」が33.5%と、比較的高い割合

(2) 高校生対象のアンケート調査 (とくしま de Youth★e-モニターアンケート)

高校生を対象に、アルバイトや就職をする前に必要な「基本的なワークルール」についての認知度を検証し、出前講座や若者への啓発に活かすことを目的に、県のオープンとくしまe-モニターアンケート制度を活用した調査を実施した。

- ① 調査期間 令和4年12月28日(水)から令和5年2月15日(水)まで
- ② 回答状況 回答数84名(モニター数118名), 回答率71.1%
- ③ 対象 高校生

【調査結果(概要)】

①労働条件についての認知度

- 「最低賃金について知っている」が75.9%と多く、「休憩時間中に労働を命じられた場合に労働時間になることを知っている」が24.1%と、少なかった。
- 「パワハラ、マタハラについての基本的なことを知っている」が80%前後と多かったが、「会社に相談窓口の設置等のパワハラ防止措置が義務化されていることを知っている」が28.6%と少なかった。

②広報やPRの効果的な方法

- 「SNSによる発信」が65.5%と最も多く、「新聞、テレビ等のマスメディアによる報道」57.1%、「高校生が描いたPRポスターによる広報」34.5%の順。

徳島県労働委員会

労働相談ダイヤル（土・日・祝日を除く8:30～18:15）

来所、電話、メールで相談を受付

住 所 〒770-8570徳島市万代町1-1（県庁11階）

電 話 088-621-3234

ファクシミリ 088-621-2889

MAIL roudouiinkai@pref.tokushima.jp



徳島県労働委員会
ホームページ



徳島県労働委員会
Facebook

委員相談（毎週、木曜14:00～16:00）

要予約・前日15時まで受付。相談無料・相談時間は60分/人
上記連絡先や電子申請で予約

徳島県労働委員会年報
令和5年5月発行